

「平泉の文化遺産」 保存管理推進アクションプラン



2010年

目次

第1章	
アクションプラン策定の概要	2
第2章	
アクションプランの目指す「平泉」の姿	4
第3章 - 現在の姿と課題、施策の基本的方向、実施事業 -	
1 資産の保存管理	5
2 景観の保全	7
3 開発・観光による圧力からの保全	11
4 保存管理意識の醸成	14
第4章	
事業リスト	19

策定の趣旨

世界遺産条約の目的は、顕著な普遍的価値を有する遺産を認定し、保護、保全、公開するとともに、将来の世代に伝えていくことにあります。世界遺産に登録されるということは、一国にとどまらず人類全体にとって貴重なかけがえのない財産として、適切に保護、保全していく義務を負うものです。

このため、世界遺産登録を目指す「平泉の文化遺産」(以下「平泉」という。)の保存管理に当たっては、その主体となる岩手県、平泉町、一関市及び奥州市の地方公共団体をはじめ、関係団体、地域住民などが、この趣旨を十分に踏まえ、共通理解のもとに一体的に保存管理を推進していく必要があります。

現在、「平泉」の保存管理に関する計画には、平成23年の世界遺産登録を目指す推薦書に係る包括的保存管理計画(本冊、分冊-1~2)、さらには構成資産ごとの計画がありますが、本アクションプランは、これらの計画と関連しながら施策の方向性をより明らかにするとともに、実施する事業を具体的に示すことを目的に策定するものです。

資産とは

「中尊寺」「毛越寺」「観自在王院跡」「無量光院跡」「金鶏山」「柳之御所遺跡」「達谷窟」
「白鳥館遺跡」「長者ヶ原廃寺跡」「骨寺村荘園遺跡と農村景観」の10の構成資産の総称

実施期間

事業の実施に当たっては、課題を明らかにしたうえで、その重要度や緊急度などのほか、実現の可能性にも配慮しながら取組む必要があります。このため、事業の実施期間を以下のとおりに区分するものです。

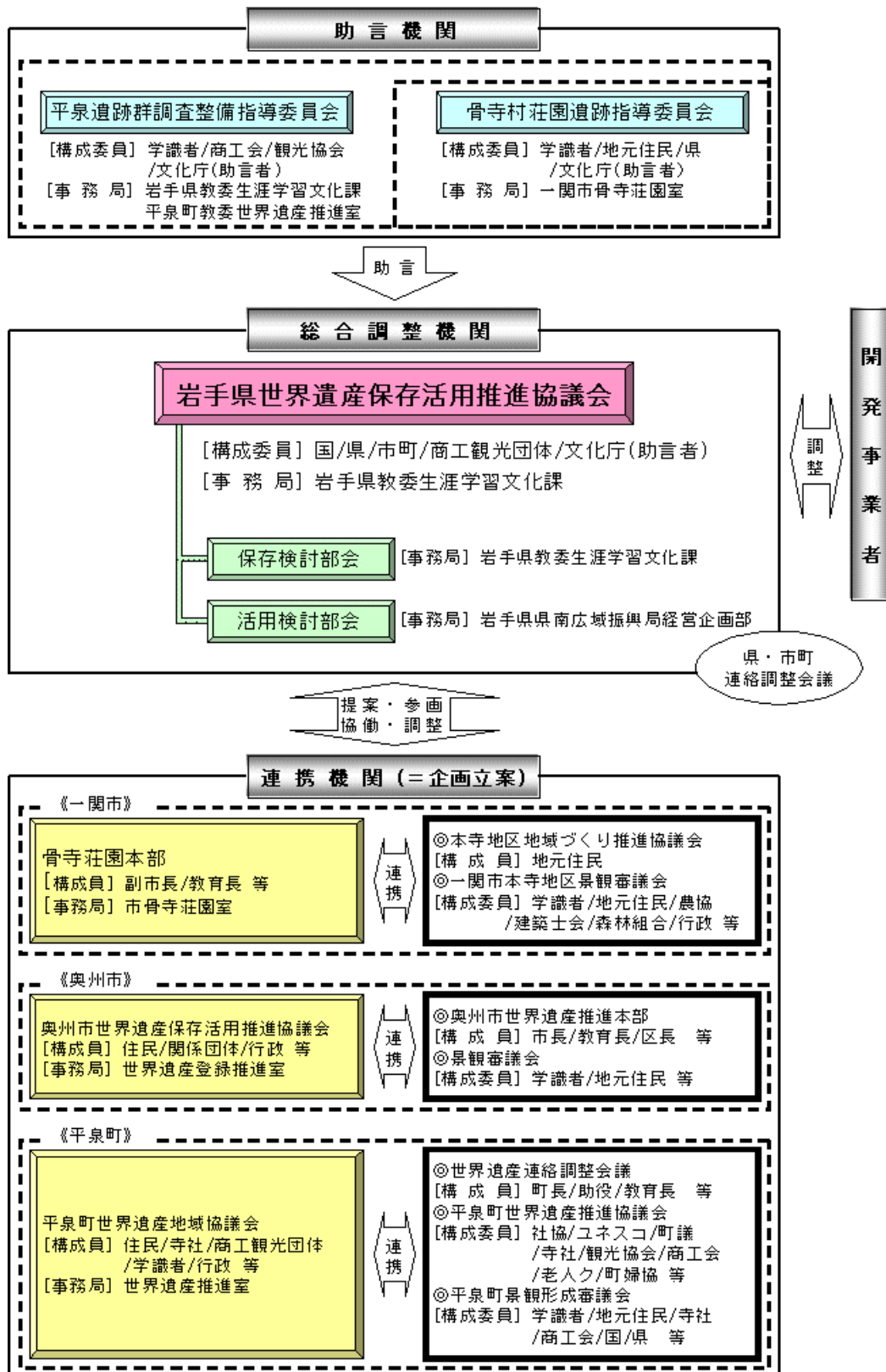
短期	~平成26年度
中長期	~平成39年度

事業推進と進行管理

文化庁、平泉遺跡群調査整備指導委員会等からの専門的な助言を得ながら、岩手県世界遺産保存活用推進協議会において、実施する事業の総合調整、進行管理及び事業成果の検証を行うとともに、社会経済情勢の変化に応じてアクションプランの内容を見直すものとします。

1 アクションプラン策定の概要

保存管理に係る運営体制



1 資産の保存管理

資産の保護（保存と活用）

現在の姿と課題

資産の厳密な保護はもとより、資産が生かされるような周辺環境の保全が求められていることから、資産の特徴及び相互の関連性の把握と、一体的な保護のための明確な意識の共有化が必要です。

資産の保存と活用に当たっては、地域住民の生活をも尊重しなければならないことから、資産の現状変更及び土地の公有化については、資産保護に対する一層の理解と協力が得られるよう、地域住民と行政の共通認識を図るための方策について検討する必要があります。

資産を構成している遺跡、文化的景観及び歴史的な建築物については、日常の維持管理はもとより、専門的見地から状況確認を行い適切に保護することが求められていることから、日常管理者と関係機関との相互連絡が円滑に行われるための方策を検討する必要があります。

各資産への来訪者については、過去の状況及び今後想定される状況等を十分踏まえて対応することが求められていることから、資産の保護を前提としつつ、来訪者の適切な誘導と資産理解のためのソフト及びハードの充実を図る必要があります。

各資産の持つ価値等については、今後とも多面的かつ詳細な解明が求められていることから、資産に関する調査及び研究のための方策を一層充実させる必要があります。

資産とその周辺地域においては、防災対策や防犯対策を含めた総合的な保護が求められていることから、保存管理関係機関、地域住民、民間団体等による協働監視体制を構築し、実施していく必要があります。

施策の基本的方向

「平泉」の価値の理解

- ・「平泉」を保護していくため、さまざまな立場向けの講座、研修会等を開催し、価値の理解を図ります。

調査研究、整備計画の策定及び実施

- ・資産及び緩衝地帯の計画的な保護のため、長期的視野に立った調査研究、整備等の計画を策定し、これらに基づいた事業を実施します。

地域住民、行政による「地域づくり」意識の共有化

- ・目指す姿の実現のため、具体的な役割分担についての共通認識を図ります。

行政、地域、来訪者の連携による資産の保護

- ・行政、地域住民、ガイド等による資産保護のための定期的な巡回システムを構築します。

整備・公開・活用の推進

- ・資産を確実に保存するとともに、総合的な理解を深めることができるよう、適切な整備・公開・活用の施策を推進します。

経過観察の実施

- ・顕著な普遍的価値に対して与える負の影響の可能性について、様々な角度から検討を行い、その原因となる可能性のある諸要素について確実に把握するとともに、それらに対する監視及び適切な対応を行います。

実施事業

No.	概要	事業 詳細	事業主体					事業期間		事業主体「その他」の内容
			県	一	奥	平	国	他	短期	
1	世界遺産講座等の開催	周辺地域も含め、資産を一体的に保護することの意義について理解するための講座を開催する。エクスカーション的なものについても検討し、実施する。	◎	◎	◎	◎				
2	専門家(国内外)会議の開催	国内外における世界遺産の保存管理状況についての情報交換等を行う。	◎	○	○	○				
3	史跡等調査整備計画(暫定整備含む)の策定	史跡等における調査・整備に関する基本構想及び基本計画等の策定を行い、これに基づき事業を実施する。	◎	◎	◎	◎				
4	発掘、歴史、民俗等の各種分野における調査推進・公開	史跡等の発掘調査を推進し、「平泉」の価値の解明を進めるとともに、現場説明会を開催し、積極的に情報公開を行う。	◎	◎	◎	◎				
5	「平泉文化の総合研究」の実施	大学及び関係自治体と連携し、平泉文化に関する調査研究活動を実施する。	◎	○	○	○	○			大学等
6	「平泉文化研究機関」の設置	平泉文化研究機関の設置について検討する。	◎							
7	建造物の公開活用	建造物の本質的価値を考慮した公開活用を行う。				○	◎			寺社等
8	遺跡の公開活用	調査研究の推進及び遺跡の本質的価値を考慮した公開活用を行う。	◎	◎	◎	◎				
9	「記念工物」に関する経過観察の実施	修理・整備記録の作成、防火施設等の点検・整備、酸性雨の測定等を行う。				○	◎			寺社等
10	「遺跡」に関する経過観察の実施	現状変更に関する記録作成、遺構、植生等の状況確認、酸性雨の測定等を行う。	◎			◎				
11	景観保全農地整備の実施	景観に配慮した農地整備を実施する。	◎	◎						
12	特産品開発による地域ブランド化	生業に関連した特産品の開発と販売を行うことにより、宮農の継承に資する。		◎				◎		民間団体等
13	人材育成及び技術的支援の実施	施設や地域の総合的経営、伝統芸能の伝承と農作業技術の継承及び宮農等に関する支援と後継者対策等についての支援を行う。		◎				◎		民間団体等
14	地域住民及び開発企業向け説明会の開催	資産保護の意義及び現状変更に関する手続き内容等について、地域住民及び開発企業等に対して説明会を開催する。	○	◎	◎	◎				
15	現状変更手続き等に関するパンフレット作成及び配布	資産保護の意義及び現状変更に関する手続き内容等について、パンフレットを作成し配布する。	○	◎	◎	◎				
16	相談窓口の設置及び事前相談の受付	資産保護の意義及び現状変更に関する手続き内容等について、相談窓口を設置し事前相談等を受け付ける。	○	◎	◎	◎				
17	史跡等公有化計画の策定及び公有化の実施	史跡等の公有化を行う場合には、整備計画等との整合をとり、計画的に行う。	◎	◎	◎	◎				
18	資産等の巡視・監視体制の強化	既存の文化財(口)ロール制度の充実とともに、民間団体等による巡視・監視体制への協力により、資産の一層の保護を図る。	◎	◎	◎	◎	○			民間団体等
19	関係者による連絡調整会議の開催	連絡調整会議を開催し、行政機関と史跡等の日常管理者との間における情報交換を行う。	◎	○	○	○	○			寺社等
20	各分野の専門家による現地指導会の開催	史跡、建造物、文化的景観等の各分野における専門家による現地指導会を開催し、資産の保護に資する。	◎	◎	◎	◎	○			寺社等
21	資産の維持管理のための行政支援	重要建築物はじめとする各種建物、工作物等に関する緑化、修理、修景等の行政支援を行う。	○	◎						
22	来訪者へのアンケート調査の実施	史跡等の来訪者に対し、資産の一層の保護とよりよい整備を進めるためのアンケート調査を行う。	◎	◎	◎	◎				
23	農業・農村体験事業の実施	水田オーナー制度、田植え稲刈り体験等の農業体験の機会を提供するとともに、グリーンツーリズムによる住家民宿等を実施する。		◎						民間団体等
24	史跡等見学会の実施	史跡等の理解を深めるための見学ツアーを実施する。		◎	◎	◎				民間団体等
25	ガイダンス施設の整備・充実	ガイダンス施設の整備を行う。	◎	◎	◎	◎				
26	各種サイン計画の実施	史跡等の説明板、標柱、案内板等各種サイン施設の整備を行う。	◎	◎	◎	◎				
27	史跡等環境の整備・管理運営	史跡等における清掃、除草のほか、整備施設等の維持管理活動を行う。		◎	◎	◎				寺社、民間団体等
28	資産等を案内するためのガイド養成	ガイド、遺跡ガイド等の養成を行う	◎	◎	◎	◎				
29	森林の造成	将来の史跡整備に必要な用材確保のための植林を行う。				◎				

追加指定及び新規指定

現在の姿と課題

資産内には、所有者の同意が得られずに文化財保護法の指定を受けていない区域があり、文化財保護の観点から未同意地の解消に努め、追加指定を行っていく必要があります。

資産の周辺地域にあっても、今後調査を進めていく中で、資産との関連性がより明らかとなったものについては、文化財保護法による指定を行い、適切に保存管理していく必要があります。

施策の基本的方向

史跡等の追加指定及び新規指定

- ・資産及び緩衝地帯内に存在する史跡等の追加・新規指定候補地について、文化財保護の観点から、確実な指定を目指します。

実施事業

No.	概要	事業 詳細	事業主体					事業期間		事業主体「その他」の内容
			県	一	奥	平	国	他	短期	
30	史跡等の追加指定及び新規指定の推進	文化財保護の観点から史跡等の追加及び新規指定を行う。	◎	◎	◎	◎				
31	緩衝地帯における遺跡の保護	遺跡保全のため、衣川の河川改修計画を一部変更し改修工事を行う。	○							国

2 景観の保全

景観の保全

現在の姿と課題

「平泉」は、複数の市町にまたがる資産で構成されていますが、統一的な運用による一体となった景観保全を行うことが必要です。

資産の周辺地域を保全する「景観条例」については、資産からの距離に応じて許可制と届出制を適用し、届出制の区域については事前に関係する市町との協議を経て届出を行うこととされており、実態としては許可制と同等の効果が担保されていますが、今後は、任意により制定している景観条例を、より景観保全の確実な実効性が担保される景観法に基づく景観条例に早急に移行する必要があります。

「骨寺村荘園遺跡と農村景観」については、中世以来の伝統的な土地利用を継続し、その文化的景観の基調を成している水田景観を保全するため、景観に配慮した農地整備により農作業条件の改善を図り、今後も持続的な稲作農業が営まれることが必要です。また、一関本寺地区の景観は、生活・生業と密接に関連しながら現在まで継承されてきた“有機的に進化する景観”であることから、この地で生活・生業を継続できる体制や仕組みを確立することが必要です。

施策の基本的方向

景観連絡調整組織の設置

・「景観」の保全のため、県が中心となって、関係市町の文化財保護担当部署及び景観保全担当部署を構成員とする常設の連絡調整組織を設置します。連絡調整組織では、定期に情報交換や資産の保護・保全のための運用の統一を図りながら、構成資産及びその周辺の一体的な景観保全を行います。

景観法に基づく景観条例への移行

・現在の任意条例では規定されていない措置命令等が可能な、より景観保全の確実な実効性が担保される景観法に基づく景観条例への移行を進めます。

景観保全農地整備の実施

・将来的な水田景観の保全及び営農を継続するため、景観保全農地整備を実施します。当該整備に当たっては、文化庁や有識者の指導・助言を踏まえ、資産に与える影響を最小限にするための工法等を検討し実施するため、文化的景観としての価値は十分に保護されるものです。

貴重な遺跡や景観の保全及び本寺固有の伝統文化の継承

・本寺地区に残された遺跡や景観は、絵図に示された荘園時代の様子や伝統的な農村景観を伝える要素であることから、その価値を損なわないように継承します。

魅力ある農村のくらしと本寺文化の創造及び地域・行政・市民による育成

・農産物の付加価値を高める創意工夫を行い、本寺ブランドを確立していくことで、生産活動の場としての農村文化を存続し、さらに発展させます。

・骨寺村荘園遺跡の保存活用と将来の営農を担う人材育成、市民ボランティア等の参加を促すための仕組みづくりを進めます。

実施事業

No	概要	事業 詳細	事業主体					事業期間		事業主体「その他」の内容
			県	一	奥	平	国	他	短期	
32	景観連絡調整組織の設置	県推進協保存部会を活用した県・市町連絡調整会議を開催する。	◎	○	○	○				
33	景観法に基づく景観条例への移行	現在の独自条例から、景観計画の策定及び景観法に基づく条例へ移行する。		◎	◎	◎				
34	景観保全農地整備の実施	景観に配慮した農地整備を実施する。	◎	◎						
35	地域営農、農地高度利用事業の実施	荘園米ブランド化、特産農産物生産、水田オーナー制について実施する。		◎				○		民間団体等
36	景観保全のための森林の造成	植林を行い景観および自然環境の保全を図る。			○		◎			国

2 景観の保全

施設・設備の景観への配慮

現在の姿と課題

資産及びその周辺にある電力供給や携帯電話などのために設置している「鉄塔」については、地元住民の日常生活上、不可欠の生活基盤設備であることから、その必要性を前提としつつ、その中でも資産を保護する上で必要な場合には、関係する事業者との協議を行い、緊急度・優先度を考慮しながら、修景や移設・埋設の方策について検討する必要があります。また、「家庭用電柱」についても、上記の理由からその必要性を前提としつつ、事業者や地域住民の協力を得ながら、立地場所の変更を行うなど、景観に配慮した方策を検討する必要があります。

国道沿い等に設置された許可基準に適合しない「屋外広告物」については、地域の景観の阻害要因となっているため、県の屋外広告物条例による撤去指導等の是正を行い、規制の徹底に取り組んでいます。また、県だけでなく地元の各市町も関わった規制の取り組みや、土地の所有者が違反広告物を掲出する場所を提供しないよう地域住民に理解を求めるなど、より身近な制度運用によって違反の発生を予防する必要があります。

現在既にある土産物屋や食堂施設などの「観光関連施設」については、寺社や地元業者との協力を得ながら、景観条例に合致した基準となるよう誘導し、周囲の景観との調和に配慮する必要があります。また、商業看板やのぼり、自動販売機についても、屋外広告物条例や景観条例の基準に合致するよう誘導する必要があります。

観光客の利便に供するために新たに設置する案内所、駐車場、トイレ、解説板、道標などの「便益施設」については、既存の設備や周囲の景観と調和するように、資産及び周辺地域全体での景観に配慮したデザインを検討し、まとまりのある景観形成を図る必要があります。また、既存のこれら便益施設のうち、老朽化し周囲の景観となじまなくなったものについては、早急に撤去・修復の方策を検討する必要があります。

史跡地内にあり、景観を構成する上で欠かすことのできない松や杉などの「樹木」については、松くい虫被害や、自然災害などによる倒木が懸念されることから、定期的な薬剤散布による松くい虫駆除や、古木の定期的な点検を行うなどの予防的措置を講じる必要があります。

資産及び周辺地域における既存の道路の防護柵や公共サイン、河川護岸、治山工事などに伴うコンクリート構造物などの「公共施設」については、周囲の景観との調和を図る必要があるものもあることから、当該エリア内における景観に配慮したデザインを決定し、各々の施設の管理者において修復や補修を行う必要があります。また、新たに整備するこれらの公共施設についても、景観に配慮したデザインに沿って整備し、まとまりのある景観形成に配慮する必要があります。

「高速道路」や「鉄道」については、地域住民の日常生活上、不可欠の交通手段であることから、その必要性を前提としつつ、今後は周囲の景観に配慮した修景を行うよう、関係業者との協議を行う必要があります。資産及び周辺地域において、景観条例の基準に合致しない上記以外の「既存の建物」については、建替えや移築などの際には、当該基準に基づき良好な景観形成が図られるよう措置する必要があります。

施策の基本的方向

「鉄塔」の取扱いに関する関係事業者との協議の実施

・「鉄塔」について、資産及びその周辺における景観を保全する上で必要な場合には、景観に与える影響を最小限とする具体的な改善方策を関係事業者と協議し、その実現可能な方策について緊急度・優先度をみながら必要な措置を講じます。

「家庭用電柱」の取扱いに関する地元住民との協議の実施

・「家庭用電柱」について、景観に与える影響を最小限とする具体的な改善方策について、地域住民との協

議を経て、景観法に基づく景観計画の中で明記するように努めます。

「屋外広告物」の撤去・修景

- ・「屋外広告物」について、県の屋外広告物条例に基づき、措置命令の実施も視野に入れながら、違反広告物の撤去を進めます。
- ・市町の景観法に基づく景観計画においても屋外広告物の規制方針を定め、より身近で実効性のある運用を目指します。
- ・土地の所有者が違反広告物を掲出する広告主に設置する場所を提供しないよう地域住民に対して協力を求めます。

既存の「観光関連施設」等の景観への配慮

- ・景観条例施行前に既に設置されている施設等については、原則条例の適用除外となるが、資産に隣接して景観上、資産に与える影響も大きい観光関連施設等については、順次、現行の景観基準に適合するように関係者に対して協力を求めています。

「便益施設」の計画的な整備

- ・「便益施設」について、既存の設備や周囲の景観と調和するよう配慮しながら、来訪者の利便に供するよう、計画的に整備します。

景観に配慮したデザインの検討

- ・資産及び周辺地域全体のまとまりのある景観形成を図るため、市町が中心となって「平泉」の景観に配慮したデザインを検討します。

既存の便益施設の撤去・修復

- ・既にある便益施設のうち、老朽化したものについては、速やかに設置者において撤去・修復するよう進めます。

「樹木」の保存

- ・毛越寺境内の松など景観を構成する上で欠かすことのできない樹木に対する松くい虫駆除の薬剤散布などの予防的措置を講じます。
- ・中尊寺境内の杉など倒木により建造物への被害が懸念される古木などの定期的な点検を行います。

既存及び新設の「公共施設」の景観への配慮

- ・「公共施設」について、デザインの異なるものや、コンクリート面が剥き出しとなって周囲の景観との調和が必要なものなど、景観に配慮したデザインのもとに景観に配慮した整備に努めます。

「高速道路」・「鉄道」の修景の取扱いに関する関係事業者との協議の実施

- ・「高速道路」・「鉄道」について、資産及びその周辺における景観を保全する上で必要な場合には、景観に与える影響を最小限とする具体的な修景方策を関係事業者と協議し、その実現可能な方策について緊急度・優先度をみながら必要な措置を講じます。

「既存の建物」の景観への配慮

- ・景観条例施行前に既に設置されている建物については、原則条例の適用除外となるが、建替えや移築、大規模な改築などの際には、条例の適用を受けることとなるため、景観基準に基づき良好な景観形成を図られるよう措置します。

実施事業

No.	概要	事業 詳細	事業主体						事業期間		事業主体「その他」の内容
			県	一	奥	平	国	他	短期	中長期	
37	「鉄塔」の取扱いに関する関係事業者との協議	既設の鉄塔等の設置に関するルールを確立し、修景、埋設、移設等について検討する。	◎	◎	◎	◎					
38	「家庭用電柱」の取扱いに関する協議の実施	関係事業者及び地域住民との間で合意形成を図り、費用積算等の協議を行う。	◎	◎	◎	◎					
39	「違反広告物」の撤去	県の屋外広告物条例に基づき、措置命令の実施を視野に入れつつ違反広告物の撤去指導等を行う。	◎	○	○	○					
40	景観法に基づく景観計画による屋外広告物の規制	市町の景観法に基づく景観計画において実効性のある運用を行うため、屋外広告物を規制対象に含めるよう検討する。		○	○	◎					
41	違反広告物の掲出に関する地域住民への予防的措置の実施	土地所有者が、違反広告物を掲出する広告主に対し、設置場所を提供しないよう協力を求める。	◎	○	○	○					
42	既存の「観光関連施設」等に関する関係事業者との協議の実施	景観に与える影響を最小限とする具体的な改善方策について、関係者と協議を行う。			◎	◎					
43	景観に配慮した「便益施設」の計画的な整備	駐車場、トイレ等の設置を行う。	◎	◎	◎	◎					
44	景観に配慮したデザインの検討	諸施設、設備等に関する景観に配慮したデザインについて検討・採用する。	○	◎	◎	◎					
45	既存の便益施設の撤去・修復	撤去、修復の必要性のある施設の把握、撤去・修復のためのルールづくりを行う。	◎	◎	◎	◎					
46	「樹木」の保存	資産内及び周辺における樹木保護のための定期点検及び薬剤散布を行う。			◎	◎		◎			寺社
47	既存及び新設の「公共施設」の景観への配慮	景観への配慮が必要な公共施設の把握及び設置者による修復・補修のルール化について確立を図る。	◎	◎	◎	◎					
48	「高速道路」・「鉄道」の修景の取扱いに関する関係事業者との協議の実施	修景に関するルールを確立し、財源確保、整備計画へ反映させる。	◎		◎	◎					
49	「既存の建物」の景観への配慮	随時対応する。		◎	◎	◎					
50	道路・河川の景観形成	防護柵、築堤盛土、構造物設置等において修景を行う。	◎	◎	◎	◎	◎	◎			国
51	景観阻害要因の撤去・修景	サイロ、廃車、廃農機具等の景観阻害要因について、撤去を行う。		◎	◎	◎		◎			民間団体等

3 開発・観光による圧力からの保全

「開発」圧力からの保全

現在の姿と課題

資産及び周辺地域においては、将来的に予定されている開発について、周囲の景観に対して必要最小限の影響に止める景観形成が図られるように、開発事業者や地方公共団体などの当事者以外に、有識者などで構成される景観審議会などの第三者機関によるチェックを経て、適切な指導・助言を得ながら開発が行われるようなシステムの構築が急務です。

資産及び周辺地域においては、将来的に予定されている開発について、当該開発計画の推進が資産の保存管理の目的から外れることのないように、地方公共団体において関係機関・団体と調整を行うとともに、情報収集や事前協議を十分に行うなどのチェック体制の構築が必要です。

資産及び周辺地域が一体となった保全が図られるように、岩手県世界遺産保存活用推進協議会が中心となった総合調整のもと、開発事業者に対して景観に配慮した開発が行われるように、必要に応じ勧告できるようなシステムの構築が必要です。

資産に影響を及ぼす開発を抑制するよう促すため、必要の都度、勉強会やシンポジウムを開催するなど、地域住民などに対する資産の価値への認識を深めてもらうための施策を展開し、資産の保存管理に対する意識醸成を図る必要があります。

これまで保全されてきた景観が破壊されることのないよう、規制やルールづくりが必要です。さらに、資産が生活・生業の場と密接に関連している場合には、それらを阻害することのないように適切な誘導・ルールづくりが必要です。

施策の基本的方向

第三者機関による開発内容のチェック

- ・開発内容の確認を行う際に、事業者と許認可権限のある地方公共団体の当事者以外に、景観保全の観点から専門的な指導・助言を得るため、有識者などによる客観的な立場からのチェック体制を確立します。

地方公共団体内部におけるチェック

- ・資産及びその周辺の保護・保全を図るため、地方公共団体において当該エリア内の開発計画について十分関係部署との連携、情報収集を行うとともに、事業者との事前協議体制の充実を図るなど、開発に対するチェック体制を確立します。
- ・巡視及び監視体制の整備を行います。

開発計画に対する必要な勧告制度

- ・資産及びその周辺の保護・保全を図るため、岩手県世界遺産保存活用推進協議会が中心となって、無秩序な開発を抑制し、景観に配慮した開発内容となるよう、関係者に対する必要な勧告制度について検討します。

資産の保存管理に対する意識醸成

- ・資産及びその周辺に住む地域住民に対して、十分にその資産の価値・内容及びその保存管理の重要性について認識してもらうために、必要な普及啓発の施策を展開します。

景観保全のためのルールづくり

- ・景観法に基づく景観計画を策定する過程において地域住民からの意向を十分に反映し、当該計画エリア内における住民合意による景観保全のためのルールを確立します。
- ・良好な景観形成を図るため、景観条例による制度的な規制のほかに、地元住民の主体的なルール化のもと、過度な開発を抑制する方策を検討します。

生活・生業の場における誘導・ルールづくり

- ・景観を阻害する要素の抑制と監視及びその改善活動を実践し、無秩序な開発から資産を守ります。

・景観に調和した公共施設の整備や既存施設の修景を進め、緑化活動を推進することで、景観の向上を図るよう努めます。

実施事業

No.	事業		事業主体						事業期間		事業主体「その他」の内容
	概要	詳細	県	一	奥	平	国	他	短期	中長期	
52	第三者機関による開発内容のチェック	景観審議会による審議、景観デザイン会議による検討を行う。	○	◎	◎	◎					
53	地方公共団体内部におけるチェック	内部における連絡調整組織の設置、他部局との緊密な連携、開発事業(予定を含む)の把握を行う。		◎	◎	◎					
54	資産等の巡視・監視体制の強化(再掲)	既存の文化財(特)ロル制度の充実とともに、民間団体等による巡視・監視体制への協力により、資産の一層の保護を図る。	◎	○	○	○					民間団体等
55	開発計画に対する必要な報告制度	岩手県世界遺産保存活用推進協議会における制度検討を行う。	◎								
56	周辺環境を含めた資産の保存管理に対する意識醸成	勉強会、ワーキング、シンポジウムを開催し、住民・企業向けリーフレットを作成し配布する。	◎	◎	◎	◎					
57	景観保全のためのルールづくり	住民合意による景観計画の策定、地元住民による景観協定の締結、住民団体による景観保全活動を行う。		◎	◎	◎					
58	生活・生業の場におけるルールづくり	NPO組織の設立、施設設備の維持管理、修景等整備事業を実施する。		◎							

3 開発・観光による圧力からの保全

「観光」圧力からの保全

現在の姿と課題

資産を訪れる観光客の移動の流れに対して、一定のコントロールを行うため、パーク・アンド・ライド方式の導入や、モデルコースの設定を行った上で、観光客に対して周知を行い、誘導看板を設けるなど、観光客による資産への負荷の軽減を図る必要があります。また、これまでほとんど観光客が来なかった資産については、急激な増加が予想される観光客への対応を検討しなければなりません。

来訪者に対する案内所、駐車場、トイレ、解説板、道標などの便益施設については、現状において必ずしも十分ではないことから、今後、資産の適正な利用を促すために、周囲の景観と調和するよう配慮しながら、計画的に便益施設を整備する必要があります。

来訪者の増加に伴う資産への毀損や悪戯などへの被害や、ゴミ増加への対応については、巡視や監視体制を万全なものとするため、資産の所有者や関係市町が適切に管理するほか、文化財パトロールや地域住民などのボランティアによる巡視・監視体制を整備する必要があります。

来訪者に対して、資産の価値の内容についての理解を促すために、日本語だけでなく、外国語も含めたガイドの人員を十分に養成する必要があります。

施策の基本的方向

モデルコースの設定・周知

- ・観光客に対して「平泉」の構成資産を効果的に理解してもらい、かつ観光客の誘導を適切に行うため、資産内の見学経路を設定するとともに、各資産を繋ぐ周遊モデルコースの設定を行い、各種情報媒体を通じて観光客に周知します。

パーク・アンド・ライド方式による交通渋滞の緩和

- ・神社仏閣への参拝者・観光客が増加する季節や催事の開催時期には、一時的な規制として緩衝地帯に臨時の駐車場などを確保し、パーク・アンド・ライド方式を前提とした交通誘導を行い、来訪者を適切に誘導するとともに、交通渋滞の緩和を図る。

誘導看板の整備

- ・モデルコースの活用を促すため、各ルートにおける誘導看板を整備します。

観光客と地域との交流

- ・現地案内やイベント開催に当たっては、地域住民と行政、民間が一体となって取り組み、観光客との交流機会を設けるなど、地域づくり活動を通じながら観光客への対応を行います。

「便益施設」の計画的な整備

- ・「便益施設」について、既存の設備や周囲の景観と調和するよう配慮しながら、来訪者の利便に供するよう、計画的に整備します。

資産等の巡視・監視体制の強化

- ・資産等の保存管理や環境整備を進める上で、日常における定期的な巡回監視体制の一層の強化を行います。

ガイドの養成

- ・観光客への資産等の価値・内容の正確な理解を促すため、日本語及び外国語のガイドを養成します。

実施事業

No	概要	事業 詳細	事業主体					事業期間		事業主体「その他」の内容
			県	一	奥	平	国	他	短期	
59	モデルコースの設定・周知	コース設定、パンフレット作成、HPIによる周知、渋滞緩和策の検討(スムーズな交通の流れを確保)を行う。	◎	○	○	○				
60	誘導看板の整備	来訪者の適切な誘導のためのサイン計画を検討し実施する。	◎	◎	◎	◎				
61	観光客と地域との交流	見学ルートの整備や農業・農村体験、地域住民との交流事業を実施する。		◎	◎	◎				
62	景観に配慮した「便益施設」の計画的な整備(再掲)	駐車場、トイレ等の便益施設を設置する。	◎	◎	◎	◎				
63	資産等の巡視・監視体制の強化(再掲)	既存の文化財(特)ローレル制度の充実とともに、民間団体等による巡視・監視体制への協力により、資産の一層の保護を図る。	◎	○	○	○				民間団体等
64	資産等を案内するためのガイドの養成(再掲)	日本語ガイド、外国語(英・中・韓)ガイド等を養成する。	◎	◎	◎	◎				

4 保存管理意識の醸成

「平泉」を守る

現在の姿と課題

「平泉」は、建造物や遺跡だけではなく、周囲の景観も重要です。この周囲の景観と一体となった「平泉」を確実に未来に伝えるためには、法律や条例で規制するのみならず、そこに暮らす人々や来訪者と行政とが協働して保存活動やまちづくり活動に取り組むことが必要です。

保存管理団体相互の情報の共有化が図られていません。質の高い保存管理を進めるためには、連携して取り組む必要があります。

地域住民や来訪者にも保存管理に対する意識付けが必要です。地域住民、来訪者等が気軽に保存活動に参加できる仕組みづくり（イベントやボランティア活動）が必要です。

「平泉」の保存管理と地域住民の暮らしとの両立を図るためには、地域住民と来訪者が共に守るべきマナーやルールが必要です。

平泉文化の精神性は、宗教儀礼・行事などとともに、現在にも寺社等により継承されていますが、地域住民等により継承されてきている伝統芸能については、より安定的に継承できる体制づくりが必要です。

施策の基本的方向

保存管理体制の充実

- ・行政と地域住民が協働して保存管理活動を展開できるよう、推進母体の設立や育成に取り組みます。
- ・保存管理団体の資質の向上と団体間による保存管理活動に差異が生ずることがないよう、保存管理団体のネットワークを構築します。
- ・資産の保護と災害対策、来訪者等のマナーの醸成や安全確保のため、文化財パトロールの充実・強化を図るとともに、保存管理団体、ガイドの会、交通事業者からの連絡体制を整備します。

資産の保護と共生に向けた意識の醸成

- ・地域住民を対象とした、保存管理に関する法令等の解説や保存管理手法、先進地の事例などについての研修会を開催し、保存管理を担う人材育成に取り組みます。
- ・誰でも気軽に保全活動に参加できるよう、受付窓口の設置や体験型イベントを開催するなど、仕組みづくりを進めます。
- ・本寺の農村景観を保全するため、地域固有の伝統文化に農業振興や観光振興などの要素を取り入れた新しい農村の暮らしを創造します。

資産の適切な保護と活用のためのルール策定

- ・「平泉」を構成する資産や自然景観は、住民生活と密接に関わっており、公開・活用に当たっては、住民のプライバシーに配慮するとともに、文化的景観を構成する田畑や山林を利用した生産活動に支障を来たさないよう散策ルートを設定します。
- ・「平泉」の景観が確実に保存され、地域住民と来訪者等との良好な関係が保たれるようにします。

伝統文化の保護・振興

- ・祭礼行事や神楽、伝承、食文化、農業技術など地域固有の伝統文化の継承と復活に取り組みます。
- ・教育機関と連携して、児童・生徒が伝統文化を学ぶ機会を積極的に創出します。
- ・保存・伝承活動をしている人の研鑽につながるよう、発表機会を確保します。
- ・各地域に残る伝統芸能の保存会が後継者育成のために行う研修事業などに対して支援します。

実施事業

No	概要	事業 詳細	事業主体					事業期間		事業主体「その他」の内容
			県	一	奥	平	国	他	短期	
65	保存管理推進支援団体の設立・育成	行政と地域住民の協働による資産の保存と活用を推進するため、地域住民による支援団体の設立・育成を行うとともに、連絡協議会を設立し、団体相互の情報交換を推進する。	◎	◎	◎	◎	○			寺社、民間団体等
68	保存管理推進支援団体の連絡協議会設立・運営(No57に集約)	団体相互の情報交換・共有を推進するため、連絡協議会を設立・運営し、質の高い保存管理を推進する。	◎	◎	◎	◎				
66	資産等の巡視・監視体制の強化(再掲)	既存の文化財(土)ルール制度の充実とともに、民間団体等による巡視・監視体制への協力により、資産の一層の保護を図る。	◎	○	○	○	○			民間団体等
67	各種ガイドブック、パンフレット等の作成	「平泉の文化遺産」の価値や保存管理の重要性について、各種ガイドブックやパンフレット、広報誌により周知を図る。(平泉全体、構成資産、児童生徒向けなど)	◎	◎	◎	◎				
68	平泉文化フォーラム、世界遺産に関する研修会、講座等の開催	地域住民、支援団体、観光・交通事業者等を対象に、「平泉」の価値や保存管理に関する研修会、講座等を開催し、保存管理に対する意識の醸成を図り、「平泉」を守る人材を育成する。	◎	◎	◎	◎				
69	参加型保全イベントの企画・運営	気軽に参加できる参加型保全イベントの企画・運営を行うとともに、ボランティアの受入体制を整備する。	◎	◎	◎					
70	水田オーナー制度の導入と伝統的的小区画水田の活用	骨寺村荘園オーナーを募集し、米や農産物を送る。	◎							
71	グリーンツーリズムの推進	地場産品の販売や地場産品を使った農家レストランの営業、農家民宿を実施する。	◎							
72	「平泉」ルールの策定	資産の保存と活用の両立、地域住民と来訪者との良好な関係が保たれるように「平泉」ルールを策定する。	◎	◎	◎	◎	◎			民間団体等
73	適切な見学経路の設定	資産の理解促進と、住民のプライバシー及び生業・生産活動に配慮した適切な散策ルートを設定するとともに、コースマップを作成する。	◎	◎	◎	◎	◎			民間団体等
74	伝統文化の継承・復活支援	伝統文化の継承・復活に向けた取組みへの支援体制を検討するとともに、学校教育との連携による後継者育成を図る。	◎	◎	◎	◎	○			民間団体等
75	伝統芸能の発表機会の確保	伝統芸能フェスティバルの開催、宿泊施設・グリーンツーリズムとの連携を図り、発表機会を確保する。	◎	◎	◎	◎	◎			民間団体等
76	NPO組織の設立	遺跡の保存活用や宮農を担う人材の育成、農業振興策や観光振興策を検討するための組織を設立する。	◎							
77	地域サポーターの育成	地域外の人連による支援組織を設立する。	◎							
78	文化財防火体制の強化	国宝・重要文化財建造物を火災からまもるための訓練を実施する。			◎					

4 保存管理意識の醸成

「平泉」を学ぶ

現在の姿と課題

「平泉」は、金色堂や毛越寺庭園などに代表されますが、遺跡や自然景観で構成されるものが多くあるため、目に見えない価値を十分理解してもらうことも重要です。幅広い年齢層への浸透を図るため、学校教育の場や社会教育の場を活用し、理解と関心を深める必要があります。

遺跡等の発掘調査の成果や歴史資料の収集などにより、保存・活用上の諸課題を多角的に分析できるよう、研究成果を整理し、その成果を積極的に公開することが必要です。また、これらの実現に向け、調査研究体制を整備するほか、学術委員会の開催、国内外の研修者によるネットワーク形成の充実を図り、積極的な情報交換に努めることが必要です。

施策の基本的方向

学習機会の確保・提供

- ・児童・生徒向けガイドブックを作成し、学校の授業などで「平泉」を取り上げます。
- ・「平泉」への学習旅行の誘致に努めます。
- ・体験を通じて「平泉」についての理解を深めるため、見学ツアーや農業・農村体験などを実施します。
- ・地元の児童・生徒を対象に、郷土の歴史・文化を守り育て、世界遺産に対する知識を深めるため、体験学習イベント（ときめき世界遺産塾）を開催します。
- ・「平泉」を学ぶ市民講座を開催し、地域住民等に多くの学習機会を提供します。

調査研究の推進・活用

- ・「平泉」に関連する重要な遺跡については学術調査を進め、その価値を明らかにし、情報を公開します。
- ・「平泉」の総合的な調査・研究や情報提供を行う機関（平泉文化研究機関（仮称））の設置を検討します。
- ・「平泉」に関係する書籍等のデータベースを構築し、ホームページ等により情報提供します。

実施事業

No	概要	事業 詳細	事業主体						事業期間		事業主体「その他」の内容
			県	一	奥	平	国	他	短期	中長期	
79	児童・生徒向けガイドブック作成	児童・生徒向けのガイドブックを作成し、県内の小学校に配布し、補助教材として活用する。	◎	◎	◎	◎					
80	出前講座の開催	小中学校、民間団体等において、出前講座を開催し、郷土理解の一助とする。	◎	◎	◎	◎					
81	学習旅行誘致	学習旅行誘致	◎			○					
82	農業・農村体験事業の実施(再掲)	水田オーナー制度、田植え稲刈り体験等の農業体験の機会を提供するとともに、グリーンツーリズムによる体験民宿等を実施する。	◎					◎			民間団体等
83	児童・生徒向けイベント(ときめき世界遺産塾)の開催	地元の児童・生徒を対象に、郷土の歴史・文化を守り育て、世界遺産に関する知識を深めるため、ときめき世界遺産塾を開催する。	◎	◎	◎	◎					
84	平泉文化フォーラム、世界遺産に関する研修会、講座等の開催(再掲)	地域住民、支援団体、観光・交通事業者等を対象に、「平泉」の価値や保存管理に関する研修会、講座等を開催し、保存管理に対する意識の醸成を図り、「平泉」を守る人材を育成する。	◎	◎	◎	◎					
85	発掘、歴史、民俗等の各種分野における調査推進・公開(再掲No4)	史跡等の発掘調査を推進し、「平泉」の価値の解明を進めるとともに、現場説明会を開催し、積極的に情報公開を行う。	◎	◎	◎	◎					
86	平泉文化研究機関の設置	平泉文化研究機関の設置について検討する。	◎								
87	平泉関連書籍データベース作成	平泉関連書籍のデータベースを構築し、HPで情報提供を行う。	◎								

4 保存管理意識の醸成

「平泉」の価値を伝える

現在の姿と課題

「平泉」を人類共通の宝物にするためには、世界遺産とはどのようなものか、また、「平泉」の価値や後世に確実に継承することの重要性について、十分な理解と情報発信が重要です。国内外に広く情報発信を行い共通認識を深める必要があります。

「平泉」について、平泉町だけではなく一関市の骨寺村荘園遺跡や奥州市の白鳥館遺跡なども積極的にPRする必要があります。

「平泉」は遺跡が多いことから、当時の状況が分かりにくいので、来訪者に対して「平泉」の価値や魅力をわかりやすく伝える必要があります。また、地域の人々が気軽に来訪者に情報提供できることが大切です。歴史的な事柄に特別な興味をもたない人々（特に若年層）にも「平泉」の価値や保存管理の重要性を理解してもらう必要があります。「平泉」に関心をもてるイベントや滞在メニューが必要です。

「平泉」には、資産の関連性を含めて理解しやすい巡回ルートや説明資料等が必要です。また、誰でも「平泉」関連の情報を入手できるようにする必要があります。

施策の基本的方向

保存管理に対する意識啓発

- ・地域住民を対象とした研修会を実施し、「平泉」の価値や保存管理の重要性についての理解を深めます。
- ・保全イベントを実施し、地域住民と来訪者が楽しみながら活動ができる場を設定します。

PR活動の展開

- ・「平泉」の魅力や保存への取組み、世界遺産などをテーマに講演会やシンポジウム、巡回企画展を県内外で開催します。
- ・「平泉」を紹介するパンフレットやガイドブック、DVDなどを作成し、県内外の文化施設、観光施設等で情報提供します。
- ・各団体等の既存のホームページを充実させるとともに、相互リンクによる連携を強化します。
- ・海外に向けては、多言語によるパンフレットを作成し、海外事務所などを通じて情報提供するとともに、ホームページの内容を充実させます。

受入体制の整備

- ・来訪者の都合（時間、交通手段など）に合わせた巡回ルートを設定します。
- ・各エリアのボランティアガイドや通訳ガイドの養成を行い、ガイド体制を充実します。
- ・ボランティアガイドの会の連携を図り、他のエリアの概要も説明できるよう、ガイドの質の向上を図ります。
- ・「平泉」を体感できる、体験メニューづくりに取り組みます。

情報の集約

- ・「平泉」を総合的に紹介するガイドブックを作成します。
- ・既存の観光案内所との連携を強化します。
- ・各ホームページの相互リンクによる連携を強化します。

実施事業

No	概要	事業 詳細	事業主体					事業期間		事業主体「その他」の内容
			県	一	奥	平	国	他	短期	
88	平泉文化フォーラム、世界遺産に関する研修会、講座等の開催(再掲)	地域住民、支援団体、観光・交通事業者等を対象に、「平泉」の価値や保存管理に関する研修会、講座・巡回企画展等を開催し、保存管理に対する意識の醸成を図り、「平泉」を守る人材を育成する。	◎	◎	◎	◎				
89	参加型保全イベントの企画・運営(再掲)	気軽に参加できる参加型保全イベントの企画・運営を行うとともに、ボランティアの受入体制を整備する。		◎	◎	◎				
90	各種ガイドブック、パンフレット等の作成(再掲)	「平泉の文化遺産」の価値や保存管理の重要性について、各種ガイドブックやパンフレット、広報誌により周知を図る。(平泉全体、構成資産、児童生徒向け)	◎	◎	◎	◎				
91	ホームページの活用	県、市町で作成しているHPの内容を充実し、相互リンクによる効率的な情報提供に努める。	◎	◎	◎	◎				
92	「平泉」紹介用DVDの作成	「平泉」を紹介するDVD(日本語、英語)を作成し、国内外に情報提供を行う。	◎							
93	全国巡回展の開催	全国各地で「平泉」を紹介する巡回展を開催する。	◎	◎	◎	◎	◎			民間団体等
94	「平泉」周遊モデルコース設定	交通機関や年代などを考慮した「平泉」を回る巡回コースを設定する。	◎	○	○	○				
95	資産等を案内するためのガイドの養成(再掲)	各資産のガイドや通訳ガイドを養成するとともに、各ガイドの会の連携を強化する。	◎	◎	◎	◎				
96	「平泉」総合ガイドブック及び各資産ごとのガイドブック作成	「平泉」の情報を総合的に掲載したガイドブックの作成及び各資産ごとのガイドブックの作成を行う。	◎	◎	◎	◎				
97	情報窓口の連携と情報の集約化	各観光協会やガイドズ施設等を利用した情報発信に努める。	◎	◎	◎	◎				
98	来訪者の受け入れに関する研修	来訪者の受け入れに係る心構えの研修を行う。		◎	○	◎				民間団体等
99	出前講座の開催(再掲)	小中学校、民間団体等において、出前講座を開催し、郷土理解の一助とする。	◎	◎	◎	◎	◎			民間団体等

第4章

事業リスト

区分	No	事業		事業主体						事業期間 短期 中长期	事業主体「その他」の内容			
		概要	詳細	県	一	奥	平	国	他					
資産の 保護 (保存 と活用)	1	世界遺産講座等の開催	周辺地域も含め、資産を一時的に保護することの意義について理解するための講座を開催する。エクスカーション的なものについても検討し、実施する。	◎	◎	◎	◎							
	2	専門家(国内外)会議の開催	国内外における世界遺産の保存管理状況についての情報交換等を行う。	◎	○	○	○							
	3	史跡等調査整備計画(暫定整備含む)の策定	史跡等における調査・整備に関する基本構想及び基本計画等の策定を行い、これに基づき事業を実施する。	◎	◎	◎	◎							
	4	発掘、歴史、民俗等の各種分野における調査推進・公開	史跡等の発掘調査を推進し、「平泉」の価値の解明を進めるとともに、現場説明会を開催し、積極的に情報公開を行う。	◎	◎	◎	◎							
	5	「平泉文化の総合研究」の実施	大学及び関係自治体と連携し、平泉文化に関する調査研究活動を実施する。	◎	○	○	○	○				大学等		
	6	「平泉文化研究機関」の設置	平泉文化研究機関の設置について検討する。	◎										
	7	建造物の公開活用	建造物の本質的価値を考慮した公開活用を行う。				○		◎				寺社等	
	8	遺跡の公開活用	調査研究の推進及び遺跡の本質的価値を考慮した公開活用を行う。	◎	◎	◎	◎							
	9	「記念工作物」に関する経過観察の実施	修理・整備記録の作成、防火施設等の点検・整備、酸性雨の測定等を行う。				○		◎				寺社等	
	10	「遺跡」に関する経過観察の実施	現状変更に関する記録作成、遺構、植生等の状況確認、酸性雨の測定等を行う。	◎			◎							
	11	景観保全農地整備の実施	景観に配慮した農地整備を実施する。	◎	◎									
	12	特産品開発による地域ブランド化	生業に関連した特産品の開発と販売を行うことにより、宮農の継続に資する。						◎				民間団体等	
	13	人材育成及び技術的支援の実施	施設や地域の総合的経営、伝統芸能の伝承と農作業技術の継承及び宮農等に関する支援と後継者対策等についての支援を行う。						◎				民間団体等	
	14	地域住民及び開発企業向け説明会の開催	資産保護の意義及び現状変更に関する手続き内容等について、地域住民及び開発企業等に対して説明会を開催する。		○	◎	◎	◎						
	15	現状変更手続き等に関するパンフレット作成及び配布	資産保護の意義及び現状変更に関する手続き内容等について、パンフレットを作成し配布する。		○	◎	◎	◎						
	16	相談窓口の設置及び事前相談の受付	資産保護の意義及び現状変更に関する手続き内容等について、相談窓口を設置し事前相談等を受け付ける。		○	◎	◎	◎						
	17	史跡等公有化計画の策定及び公有化の実施	史跡等の公有化を行う場合には、整備計画等との整合をとり、計画的に行う。	◎	◎	◎	◎							
	18	資産等の巡視・監視体制の強化	既存の文化財(トール)制度の充実とともに、民間団体等による巡視・監視体制への協力により、資産の一層の保護を図る。	◎	◎	○	○		○				民間団体等	
	19	関係者による連絡調整会議の開催	連絡調整会議を開催し、行政機関と史跡等の日常管理者との間における情報交換を行う。	◎	◎	○	○		○				寺社等	
	20	各分野の専門家による現地指導会の開催	史跡、建造物、文化的景観等の各分野における専門家による現地指導会を開催し、資産の保護に資する。	◎	◎	◎	◎		○				寺社等	
	21	資産の維持管理のための行政支援	重要建物をはじめとする各種建物、工作物等に関する緑化、修理、修景等の行政支援を行う。		○	◎								
	22	来訪者へのアンケート調査の実施	史跡等の来訪者に対し、資産の一層の保護とよりよい整備を進めるためのアンケート調査を行う。	◎	◎	◎	◎							
	23	農業・農村体験事業の実施	水田オーナー制度、田植え稲刈り体験等の農業体験の機会を提供するとともに、グリーンツーリズムによる体験民宿等を実施する。			◎							民間団体等	
	24	史跡等見学会の実施	史跡等の理解を深めるための見学ツアーを実施する。			◎	◎	◎					民間団体等	
	25	ガイダンス施設の整備・充実	ガイダンス施設の整備を行う。	◎	◎	◎	◎							
	26	各種サイン計画の実施	史跡等の説明板、標柱、案内板等各種サイン施設の整備を行う。	◎	◎	◎	◎							
	27	史跡等環境の整備・管理運営	史跡等における清掃、除草のほか、整備施設等の維持管理活動を行う。			◎	◎	◎					寺社、民間団体等	
	28	資産等を案内するためのガイド養成	ガイド、通訳ガイド等の養成を行う。	◎	◎	◎	◎							
	29	森林の造成	将来の史跡整備に必要な用材確保のための植林を行う。						◎					
新規指定等	30	史跡等の追加指定及び新規指定の推進	文化財保護の観点から史跡等の追加及び新規指定を行う。	◎	◎	◎	◎							
	31	緩衝地帯における遺跡の保護	遺跡保全のため、衣川の河川改修計画を一部変更し改修工事を行う。		○				◎	◎			国	
景観的 景観の 保全	32	景観連絡調整組織の設置	県推進協議会等を活用した県・市町連絡調整会議を開催する。	◎	○	○	○							
	33	景観法に基づく景観条例への移行	現在の独自条例から、景観計画の策定及び景観法に基づく条例へ移行する。		◎	◎	◎							
	34	景観保全農地整備の実施	景観に配慮した農地整備を実施する。		◎	◎								
	35	地域営農、農地高度利用事業の実施	莊園米ブランド化、特産農産物生産、水田オーナー制について実施する。			◎			○				民間団体等	
	36	景観保全のための森林の造成	植林を行い景観および自然環境の保全を図る。				○		◎				国	
	景観的 景観の 保全 施設・ 整備の 景観へ の配慮	37	「鉄塔」の取扱いに関する関係事業者との協議	既設の鉄塔等の設置に関するルールを確立し、修景、埋設、移設等について検討する。	◎	◎	◎	◎						
		38	「家庭用電柱」の取扱いに関する協議の実施	関係事業者及び地域住民との間で合意形成を図り、費用確立等の協議を行う。	◎	◎	◎	◎						
		39	「違反広告物」の撤去	県の屋外広告物条例に基づき、措置命令の実施を視野に入れつつ違反広告物の撤去指導等を行う。	◎	○	○	○						
		40	景観法に基づく景観計画による屋外広告物の規制	市町の景観法に基づく景観計画において実効性のある運用を行うため、屋外広告物を規制対象に含めるよう検討する。		○	○	◎						
		41	違反広告物の提出に関する地域住民への予防的措置の実施	土地所有者が、違反広告物を提出する広告主に対し、設置場所を提供しないよう協力を求める。	◎	○	○	○						
		42	既存の「観光関連施設」等に関する関係事業者との協議の実施	景観に与える影響を最小限とする具体的な改善方策について、関係者と協議を行う。				◎	◎					
		43	景観に配慮した「便益施設」の計画的な整備	駐車場、トイレ等の設置を行う。	◎	◎	◎	◎						
		44	景観に配慮したデザインの検討	諸施設、設備等に関する景観に配慮したデザインについて検討・採用する。		○	◎	◎						
		45	既存の便益施設の撤去・修復	撤去、修復の必要性のある施設の把握、撤去・修復のためのルールづくりを行う。	◎	◎	◎	◎						
		46	「樹木」の保存	資産内及び周辺における樹木保護のための定期点検及び薬剤散布を行う。			◎	◎		◎				寺社
		47	既存及び新設の「公共施設」の景観への配慮	景観への配慮が必要な公共施設の把握及び設置者による修復・補修のルール化について確立を図る。	◎	◎	◎	◎						
		48	「高速道路」・「鉄道」の修景の取扱いに関する関係事業者との協議の実施	修景に関するルールを確立し、財源確保、整備計画へ反映させる。	◎									
		49	「既存の建物」の景観への配慮	随時対応する。				◎						
		50	道路・河川の景観形成	防護柵、築堤盛土、構造物設置等において修景を行う。	◎	◎	◎	◎	◎	◎				国
		51	景観阻害要因の撤去・修景	サイロ、廃車、廃農機具等の景観阻害要因について、撤去を行う。		◎	◎	◎	◎					民間団体等

区分	No	事業		事業主体						事業期間	事業主体(その他)の内容	
		概要	詳細	県	一	奥	平	国	他			
開発・観光圧力からの保全	52	第三者機関による開発内容のチェック	景観審議会による審議、景観デザイン会による検討を行う。	○	◎	◎	◎					
	53	地方公共団体内部におけるチェック	内部における連絡調整組織の設置、他部局との緊密な連携、開発事業(予定を含む)の把握を行う。		◎	◎	◎					
	54	資産等の巡視・監視体制の強化(再掲)	既存の文化財ハトロール制度の充実とともに、民間団体等による巡視・監視体制への協力により、資産の一層の保護を図る。	◎	○	○	○					民間団体等
	55	開発計画に対する必要な勒告制度	岩手県世界遺産保存活用推進協議会における制度検討を行う。	◎								
	56	周辺環境を含めた資産の保存管理に対する意識醸成	勉強会、ワーキング、シンポジウムを開催し、住民・企業向けリーフレットを作成し配布する。	◎	◎	◎	◎					
	57	景観保全のためのルールづくり	住民合意による景観計画の策定、地元住民による景観協定の締結、住民団体による景観保全活動を行う。		◎	◎	◎					
	58	生活・生業の場におけるルールづくり	NPO組織の設立、施設設備の維持管理、修繕等整備事業を実施する。		◎							
	59	モデルコースの設定・周知	コース設定、パンフレット作成、HPによる周知、渋滞緩和策の検討(スムーズな交通の流れを確保)を行う。	◎	○	○	○					
	60	誘導看板の整備	来訪者の適切な誘導のためのサイン計画を検討し実施する。	◎	◎	◎	◎					
	61	観光客と地域との交流	見学ルートの整備や農業・農村体験、地域住民との交流事業を実施する。		◎	◎	◎					
62	景観に配慮した「便益施設」の計画的な整備(再掲)	駐車場、トイレ等の便益施設を設置する。	◎	◎	◎	◎						
63	資産等の巡視・監視体制の強化(再掲)	既存の文化財ハトロール制度の充実とともに、民間団体等による巡視・監視体制への協力により、資産の一層の保護を図る。	◎	○	○	○					民間団体等	
64	資産等を案内するためのガイドの養成(再掲)	日本語ガイド、外国語(英・中・韓)ガイド等を養成する。	◎	◎	◎	◎						
保存管理意識の醸成	65	保存管理推進支援団体の設立・育成	行政と地域住民の協働による資産の保存と活用を推進するため、地域住民による支援団体の設立・育成を行うとともに、連絡協議会を設立し、団体相互の情報交換を推進する。		◎	◎	◎		○			寺社、民間団体等
	66	保存管理推進支援団体の連絡協議会設立・運営(No.57に集約)	団体相互の情報交換・共有を推進するため、連絡協議会を設立・運営し、質の高い保存管理を推進する。		◎	◎	◎					
	66	資産等の巡視・監視体制の強化(再掲)	既存の文化財ハトロール制度の充実とともに、民間団体等による巡視・監視体制への協力により、資産の一層の保護を図る。	◎	○	○	○		○			民間団体等
	67	各種ガイドブック、パンフレット等の作成	「平泉の文化遺産」の価値や保存管理の重要性について、各種ガイドブックやパンフレット、広報誌により周知を図る。(平泉全体、構成資産、児童生徒向けなど)	◎	◎	◎	◎					
	68	平泉文化フォーラム、世界遺産に関する研究会、講座等の開催	地域住民、支援団体、観光・交通事業者等を対象に、「平泉」の価値や保存管理に関する研修会、講座等を開催し、保存管理に対する意識の醸成を図り、「平泉」を守る人材を育成する。	◎	◎	◎	◎					
	69	参加型保全イベントの企画・運営	気軽に参加できる参加型保全イベントの企画・運営を行うとともに、ボランティアの受入体制を整備する。		◎	◎	◎					
	70	水田オーナー制度の導入と伝統的的小区水田の活用	青寺村荘園オーナーを募集し、米や農産物を送る。		◎							
	71	グリーンツーリズムの推進	地場産品の販売や地場産品を使った農家レストランの営業、農家民泊を実施する。		◎							
	72	「平泉」ルールの策定	資産の保存と活用の両立、地域住民と来訪者との良好な関係が保たれるように「平泉」ルールを策定する。	◎	◎	◎	◎		◎			民間団体等
	73	適切な見学経路の設定	資産の理解促進と、住民のプライバシー及び生業・生産活動に配慮した適切な散策ルートを設定するとともに、コースマップを作成する。		◎	◎	◎		◎			民間団体等
74	伝統文化の継承・復活支援	伝統文化の継承・復活に向けた取組みへの支援体制を検討するとともに、学校教育との連携による後継者育成を図る。	◎	◎	◎	◎		○			民間団体等	
75	伝統芸能の発表機会の確保	伝統芸能フェスティバルの開催、宿泊施設・グリーンツーリズムとの連携を図り、発表機会を確保する。	◎	◎	◎	◎		◎			民間団体等	
76	NPO組織の設立	遺跡の保存活用や宮農を担う人材の育成、農業振興策や観光振興策を検討するための組織を設立する。		◎								
77	地域サポーターの育成	地域外の人連による支援組織を設立する。		◎								
78	文化財防火体制の強化	国宝・重要文化財建造物を火災からまもるための訓練を実施する。						◎				
「平泉」を学ぶ	79	児童・生徒向けガイドブック作成	児童・生徒向けのガイドブックを作成し、県内の小学校に配布し、補助教材として活用する。	◎	◎	◎	◎					
	80	出前講座の開催	小中学校、民間団体等において、出前講座を開催し、郷土理解の一助とする。	◎	◎	◎	◎					
	81	学習旅行誘致	学習旅行誘致	◎		○						
	82	農業・農村体験事業の実施(再掲)	水田オーナー制度、田植え稲刈り体験等の農業体験の機会を提供するとともに、グリーンツーリズムによる体験民宿等を実施する。		◎				◎			民間団体等
	83	児童・生徒向けイベント(ときめき世界遺産塾)の開催	地元の児童・生徒を対象に、郷土の歴史・文化を守り育て、世界遺産に関する知識を深めるため、ときめき世界遺産塾を開催する。	◎	◎	◎	◎					
	84	平泉文化フォーラム、世界遺産に関する研究会、講座等の開催(再掲)	地域住民、支援団体、観光・交通事業者等を対象に、「平泉」の価値や保存管理に関する研修会、講座等を開催し、保存管理に対する意識の醸成を図り、「平泉」を守る人材を育成する。	◎	◎	◎	◎					
	85	発掘、歴史、民俗等の各種分野における調査推進・公開(再掲No.4)	史跡等の発掘調査を推進し、「平泉」の価値の解明を進めるとともに、現場説明会を開催し、積極的に情報公開を行う。	◎	◎	◎	◎					
	86	平泉文化研究機関の設置	平泉文化研究機関の設置について検討する。	◎								
	87	平泉関連書籍データベース作成	平泉関連書籍のデータベースを構築し、HPで情報提供を行う。	◎								
	88	平泉文化フォーラム、世界遺産に関する研究会、講座等の開催(再掲)	地域住民、支援団体、観光・交通事業者等を対象に、「平泉」の価値や保存管理に関する研修会、講座・巡回企画展等を開催し、保存管理に対する意識の醸成を図り、「平泉」を守る人材を育成する。	◎	◎	◎	◎					
「平泉」の価値を伝える	89	参加型保全イベントの企画・運営(再掲)	気軽に参加できる参加型保全イベントの企画・運営を行うとともに、ボランティアの受入体制を整備する。		◎	◎	◎					
	90	各種ガイドブック、パンフレット等の作成(再掲)	「平泉の文化遺産」の価値や保存管理の重要性について、各種ガイドブックやパンフレット、広報誌により周知を図る。(平泉全体、構成資産、児童生徒向け)	◎	◎	◎	◎					
	91	ホームページの活用	県、市町で作成しているHPの内容を充実し、相互リンクによる効率的な情報提供に努める。	◎	◎	◎	◎					
	92	「平泉」紹介用DVDの作成	「平泉」を紹介するDVD(日本語、英語)を作成し、国内外に情報提供を行う。	◎								
	93	全国巡回展の開催	全国各地で「平泉」を紹介する巡回展を開催する。	◎	◎	◎	◎		◎			民間団体等
	94	「平泉」周遊モデルコース設定	交通機関や年代などを考慮した「平泉」を回る巡回コースを設定する。	◎	○	○	○					
	95	資産等を案内するためのガイドの養成(再掲)	各資産のガイドや通訳ガイドを養成するとともに、各ガイドの会の連携を強化する。	◎	◎	◎	◎					
	96	「平泉」総合ガイドブック及び各資産ごとのガイドブック作成	「平泉」の情報を総合的に掲載したガイドブックの作成及び各資産ごとのガイドブックの作成を行う。	◎	◎	◎	◎					
	97	情報窓口の連携と情報の集約化	各観光協会やガイダンス施設等を利用した情報発信に努める。	◎	◎	◎	◎					
	98	来訪者の受け入れに関する研修	来訪者の受け入れに係る心構えの研修を行う。		◎		○		◎			民間団体等
99	出前講座の開催(再掲)	小中学校、民間団体等において、出前講座を開催し、郷土理解の一助とする。	◎	◎	◎	◎		◎			民間団体等	

